

計 画 書

阪神間都市計画生産緑地地区の変更（三田市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

種 類	面 積
生産緑地地区	約 5.97ha

- 1 都市計画生産緑地地区のうち、次の地区を変更する。

名 称	面 積	備 考
三田－5 生産緑地地区	約 0.58ha	一部追加

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

- 2 都市計画生産緑地地区のうち、次の地区を廃止する。

名 称
三田－3 生産緑地地区

理 由

別紙理由書のとおり

理 由 書

本市における生産緑地地区は、平成3年の生産緑地法改正によって、市街化区域農地等の持つ緑地機能に着目し、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境や生活環境の確保等に資する農地等を計画的に保全することで、良好な都市環境を形成することを目的として平成4年10月に都市計画決定されたものである。

このたび、三田-3生産緑地地区の一部において、指定後30年経過による買取申出があり、生産緑地法第14条に基づき行為制限が解除された。これにより、当該地区の面積が生産緑地地区の指定要件を満たさなくなったため、当該地区については、積極的な都市農地の保全を踏まえ、三田-5生産緑地地区の一団の農地として区域を変更するものとし、本案のとおり廃止または変更する。